

<自民党による明文改憲策動の経過>

<緊急事態条項附加の明文改憲論の急浮上と立憲主義の破壊>

安倍首相は年頭会見で「憲法改正についてはこれまで同様（先の総選挙を含め、実際の選挙戦で安倍首相が改憲を積極的に訴えた事実はない）、参議院選挙でしっかりと訴えていくこととなります。同時にそうした訴えを通じて国民的な議論を深めていきたいと考えています」

1月15日の衆院予算委員会で自民党・片山さつき議員の質問に対し、「大規模な災害が発生したような緊急時において、国家、そして国民みずからどのような役割を果たすべきかを憲法にどう位置づけるかは極めて重く大切な課題だ」と答えるなど、「緊急事態条項」の議論を促進する考えを示した。

安倍首相は10日のNHKでの報道では、夏の参院選について「自公だけではなく、改憲を考えている責任感の強い人たちと、3分の2を構成していきたい」と述べ、自民、公明両党のほか、おおさか維新の会など憲法改正に積極的な与党よりの政党を合わせて、憲法改正の発議に必要な3分の2の議席確保をめざす考えを示した。

この間の安倍政権による「9条改憲」→「新しい人権」→「96条改憲」→「集団的自衛権に関する憲法解釈の変更」→「緊急事態条項の導入」などというめまぐるしいほどの改憲の動きの変転は、彼らの改憲論がいかにか立憲主義を無視、破壊して、憲法を自らの政権に都合の良いものに変えるための姑息きわまりないものであるかを示している。

<緊急事態条項とはなにか>

2012年の自民党改憲草案の「第9章 緊急事態」の98条、99条には以下のように規定してある。

98条 緊急事態の宣言

1項 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる

99条 緊急事態宣言の効果

1項 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3項 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない

これを解説する自民党の改憲草案「Q&A」は、第99条3項に関して以下のように解説している。

「現行の国民保護法において、こうした憲法上の根拠がないために、国民への要請は全て協力を求めるという形でしか規定できなかったことを踏まえ、法律の定める場合には、国民に対して指示できることとするとともに、それに対する国民の遵守義務を定めたものです」と。

<緊急事態条項は憲法には全く不必要>

緊急事態条項を憲法に挿入すべきだという改憲論者の見解の第1は、現行憲法では衆院選が緊急事態と重なった場合、国会に議員の空白が生じてしまうので、特例として会期の延長を認めるべきだという類のもの。

こういう場合を想定して日本国憲法54条2項、3項には以下のような規定がある。

2. 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3. 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

万々が1、衆議院議員が存在しない事態に緊急のことが生じた場合には、臨時の措置として、参議院がそれに対応できるし、参議院は選挙においても半数ごとの改選であり、国会が全く空白というようなことはあり得ない。

第2に、先の東日本大震災や、フランスのテロのような事態が生じた時に、憲法に緊急事態条項がなければ、うまく対応できないという議論がある。

しかし、災害対応については「災害対策基本法」があり、首相は閣議で「災害緊急事態」を決め、布告をだして、緊急措置とることができるとされている。

また、日本に対する急迫不正の侵害が起きたときに、これに対応するための緊急事態条項が必要だという議論をする人びとがいるが、これには（私見の留保付きで言えば）歴代政府が策定してきた専守防衛を旨とした自衛隊法で対応できるという反論が成り立つだろう。あえて、私見を留保して述べたわけだが、「専守防衛論」も含めて、外部からの侵略に対して武力で防衛するという議論には賛成できない。まず第1に戦争が起きないような国際環境を外交努力、民間外交などを尽くして、いかに形成するかという課題がある。戦争は自然災害とは異なり人災であり、防ぐことは可能だと考える。

さらに昨年11月にフランスのパリで発生した同時多発テロでフランス政府が緊急事態宣言を発したことになる、人びとの危機感を煽り立て、日本国憲法に緊急事態条項を書き込むことが緊急に必要だ、それは「世界の常識だ」という議論がある。これがいかにまよかしの議論であるかについては、雑誌『世界』16年1月号で長谷部恭男・早大教授が「日本国憲法に緊急事態条項は不要である」という論文で論破しつくしている。長谷部氏によれば、フランス政府のこの対応はフランス憲法の戒厳令条項とは全く異なる「1955年4月3日の非常事態に関する法律」によるものだ。これを改憲論議にすり替える議論を長谷部氏は強く戒めている。

この問題についていえば、テロの危険を煽るまえに、憲法第9条の精神に反して、多国籍軍のシリア爆撃を支持したり、資金援助をするような外交こそやめるべきである。テロは報復戦争ではなくなる。テロを根絶するにはその根源としての「戦争・貧困・差別」を除去するようとり組みにこそ力を注がなくてはならない。

この長谷部氏と杉田敦法大教授が1月10日の『朝日新聞』で「緊急事態条項は必要か」という対談をしている。そのなかで、長谷部氏はフランス憲法の非常事態条項は「要件が厳しいため、ドゴール政権下で1度発動されただけ」といい、「英国にはもともと憲法典がないので、すべて法律で対処し」ており、「米国憲法には緊急事態条項はおかれていない」として、これらの国々が憲法に緊急事態条項を必要としていないこと、憲法に緊急事態条項がある「連邦国家のドイツでは、立法・行政権限が州と連邦に別れているので、緊急事態では州の権限を連邦に吸い上げる必要があるため」であり、「（日本は）憲法に緊急事態条項を設ける必要はありません」とのべている。

### ＜なぜ、日本国憲法に非常事態条項がないのか＞

この問題は、1945年、アジア・太平洋戦争、15年戦争の結果、ポツダム宣言を受け入れ、それを基礎に日本国憲法を制定したことに由来する。それまでの大日本帝国憲法には非常事態条項が存在し、それらがこの国をアジア・太平洋戦争に導いた。現行憲法が先に述べた54条のような規定を除いて非常事態条項を持っていないのは、まさにアジア・太平洋戦争に至る帝国憲法下での侵略戦争の反省によるものであり、欠陥などではない。

現行憲法制定時の国会での議論に以下のような議論があった。

第90回帝国議会の衆議院における日本国憲法制定時の関係会議録より（帝国憲法改正案審議の会議録）昭和21年7月15日（月曜日）午後1時48分開議

○金森国務大臣（略）非常ト云フコトニ藉リテ、其ノ大イナル途ヲ残シテ置キマスナラ、ドンナニ精緻ナル憲法ヲ定メマシテモ、口実ヲ其処ニ入レテ又破壊セラレル虞絶無トハ断言シ難イト思ヒマス、随テ此ノ憲法ハ左様ナ非常ナル特例ヲ以テ——謂ハバ行政権ノ自由判断ノ余地ヲ出来ルダケ少クスルヤウニ考ヘタ訳デアリマス、随テ特殊ノ必要ガ起リマスレバ、臨時議會ヲ召集シテ之ニ応ズル処置ヲスル、又衆議院ガ解散後デアツテ処置ノ出来ナイ時ハ、参議院ノ緊急集会ヲ促シテ暫定ノ処置ヲスル、同時ニ他ノ一面ニ於テ、實際ノ特殊ナ場合ニ応ズル具体的ナ必要ナ規定ハ、平素カラ濫用ノ虞ナキ姿ニ於テ準備スルヤウニ規定ヲ完備シテ置クコトガ適當デアラウト思フ訳デアリマス、

この議事録をひらがな使いに改めると、以下のようなものになる。

●金森（徳次郎）国務大臣

（略）言葉を非常ということにかりて、その大いなる途（みち）を残して置きますなら、どんなに精緻なる憲法を定めましても、口実をそこに入れて、また破壊されるおそれが絶無とは断言しがたいと思います。

したがってこの憲法は左様な非常なる特例をもって——いわば行政権の自由判断の余地をできるだけ少なくするように考えたわけであります。

したがって特殊の必要が起りますれば、臨時議會を召集してこれに應ずる処置をする、又衆議院が解散後であつて処置の出来ない時は、参議院の緊急集会を促して暫定の処置をする。

同時に他の一面において、実際の特殊な場合に應ずる具体的な必要な規定は、平素から濫用のおそれなき姿において準備するように規定を完備して置くことが適當であろうと思うわけであります。

### <非常事態条項改憲論を、戦争法、9条改憲と一体のものとしてとらえ、反撃を>

かつて第2次世界大戦で日本と3国同盟を結び、侵略戦争を推し進め、人類に大きな被害を与えたヒトラーのナチスドイツは、民主的憲法として有名だったワイマール憲法の下で、政権を握り、それに規定されていた「国家緊急権」の解釈によって、1933年の国会議事堂放火事件を契機に緊急事態を理由にした「全権委任法(授權法)」を成立させた。それによって、ワイマール憲法が保障していた国民の諸権利を「永久停止」させて独裁政権を樹立した歴史がある。自民党の改憲草案の第3項のように「緊急事態」を理由に特別な統治状態を認め、「憲法の一時停止」を容認して民主主義を崩壊させたこの歴史的経験は忘れてはならない。この歴史が、今や安倍政権のもとで単なる歴史ではなくなり、現実の危険性を帯びたものとなりつつあることに注意を払わなくてはならない。

この参院選に安倍政権が緊急事態条項の導入などを掲げて、改憲に必要な議席の確保に打って出ようとしていることは重大だ。緊急事態条項導入の改憲論を徹底的に暴露することで、この安倍改憲政権に反撃し、安倍政権与党を敗北させる課題は、この社会の進路を左右する、当面する政治闘争の最大の課題になった。戦争か、平和か。独裁か、民主主義か。この対置は決して大げさではなくなった。

「戦争させない、9条壊すな！総がかり行動実行委員会」をはじめ、昨年の2015年安保闘争を闘った勢力が共同して、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」という新しいプラットフォームを生みだし、参議院選挙において、野党の共同を要求し、安倍政権に挑戦している闘いは歴史的な闘い。